会議録
（第４６回名古屋港管理組合入札監視委員会）

【入札・契約手続の運用状況等の報告】
　令和５年度上半期工事の入札・契約手続の運用状況、指名停止の運用状況について報告を行った。

〔主な質疑応答〕
　なし

【事案抽出の報告】
　抽出担当委員より、令和５年度上半期に発注した工事の中から４件抽出した旨、報告された。

【抽出事案に関する説明及び検討】
抽出事案１「金城ふ頭岸壁補修その他工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　工事費内訳書について、特に問題はなかったということで良いか。

回　　答：　そのとおりである。

抽出事案２「船見ふ頭護岸改良工事（その３）」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　一般競争入札不調後に実施する指名競争入札において、指名業者を名古屋港建設災害防止協会（以下「災害防止協会」という。）に加入する業者から選定しているのは、慣例として確立している従来の指名方法なのか。

回　　答：　指名業者の選定については、本組合の実情に精通している災害防止協会の会員からの指名が慣例であり、本件だからということで災害防止協会の会員から指名したということではない。

抽出事案３「名古屋港水族館北館プール用冷凍機分解整備工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　入札参加者は１者だが、評価項目の「同種工事の施工実績」がないということは、当該冷凍機を設置した業者ではないということか。

回　　答：　落札者は当該冷凍機を設置した業者ではない。設置は平成１３年であるため、仮に設置した業者であったとしても、「同種工事の施工実績」は１５年以内の実績としており、対象にならない。

意　　見：　本件の入札参加資格者数は２０者でありながら、参加は１者であったが、それ以外の業者は工事内容を見たのか、入札に参加しようと準備をしていたのか、資料を閲覧したか、質問をしたか等、関心を持っていたかどうかを把握しているか。

回　　答：　事前に質問をした業者は落札者のみである。他の業者が入札に参加しようとしていたかどうかは確認できない。

意　　見：　施工には水族館への種々の配慮が必要とのことだが、同型冷凍機の分解整備工事が今後も予定されている中で１者入札が続く状況になった場合、抽出事案１の工事で合併工事にした事例のように発注方法の工夫などは可能なのか。

回　　答：　令和元年度にも同型の冷凍機 No.１、No.３の分解整備を実施しており、その際も１者入札であった。平成１３年に設置してから、およそ８年から１０年程度で分解整備を実施しており、平成２２・２３年にも分解整備をしているが、過去には応札者が複数あり、競争性をある程度確保できていたことを確認している。

　また、今回は見積りも徴取できていることから、特定の業者しか対応できないということはなく、数者が対応できるものと判断した。

　今後も１者入札が続くようであれば検討する必要はあると考えている。

抽出事案４「白鳥浮桟橋連絡橋補修その他工事」

〔主な質疑応答〕

質　　問：　施工には特別な環境対策が必要であったということだが、工事費内訳書のどの項目が対応するのか。

回　　答：　塗装前のケレン作業の際、有害物質が飛散し、作業員が直接吸い込まないように作業空間全面を隈なく囲う必要がある。その項目は工事費内訳書の２５番「素地調整費」及び４１番「安全費」に含まれる「環境対策用資機材設置撤去」が該当する。

質　　問：　名古屋港管理組合が想定した金額と大きな差異はないか。

回　　答：　２５番については、設計金額が２７９万円に対して２５０万円、４１番については、設計金額が１９７万９，６８０円に対して２０４万円であった。

【抽出事案の審議結果】
いずれも適正に執行されていると判断される。